

ながさきお試し暮らし応援事業費補助金のご案内

長崎市への移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大を目的として、市内に連続して6泊以上宿泊し、所定の活動を行った方に対して補助金を交付します！

※申請前の相談及び滞在前の申請が必須です！

●対象者の主な要件（次のすべてを満たす必要があります）

- ☐ 補助金の申請日において長崎県外に居住している方
- ☐ 長崎市内に連続して6泊以上滞在する方
- ☐ 補助金の申請前の相談及び滞在中に本市移住相談窓口の職員と面談を行うことができる方
- ☐ 観光、転勤、出張、出向、研修等による滞在ではない方
- ☐ 滞在後に市が実施するアンケート調査に協力する意思がある方



●対象となる活動（次のうち1つ以上の活動を行う必要があります）



【移住に向けた活動】

- ☐ 移住相談 ☐ 生活環境の確認 ☐ 住まい探し ☐ 就業の準備
- ☐ テレワーク、副業、創業、事業承継及び事業所移転の準備

【本市との継続的な関係づくりを検討するための活動】

- ☐ 生活環境の確認 ☐ 二地域居住のための住まい探し
- ☐ テレワーク、副業、創業、事業承継及び事業所移転の準備
- ☐ 市内の住民や団体及び事業者との交流

●補助対象経費

対象経費	交通費	居住地から長崎市までの1回の往復費用（公共交通機関に限る）
	滞在費	滞在期間に係る宿泊・滞在費用
	施設費	市内のコワーキングスペースの利用料
補助率等	補助率：対象経費の合計の1/2 補助額：6泊の滞在で上限30,000円 ※以降1泊につき2,500円を加算し、30泊の滞在で上限90,000円	

※市内において連続する6泊以上、かつ30泊以内となる滞在に要した経費が対象となります。

お問い合わせ先

ながさき移住ウェルカムプラザ

TEL：0120-301-801 / FAX：095-820-8185

Mail：welcome_plaza@city.nagasaki.lg.jp

住所：長崎市大黒町14-5（ホテルニュー長崎1F）



ホームページ



メール

●利用の流れ



1

事前相談【申請者】

本補助金の利用をご検討される場合は、まずながさき移住ウェルカムプラザへご相談ください。相談員が電話またはWeb会議で対応いたします。

2

補助金の交付申請【申請者】

お試し暮らしを実施する3週間前までに、補助金交付申請書と活動計画書、住民票謄本、補助対象経費が確認できる書類の写しを市へご提出ください。

3

補助金の交付決定【長崎市】

申請内容を審査し、補助金の交付可否を判断します。審査完了後に補助金の交付決定通知書を交付します。

4

お試し暮らしの実施【申請者】

旅券や滞在の予約をご自身で行ってください。

長崎市で、お住まい探し、生活環境の確認、就業に向けた活動、テレワーク、副業、創業、事業承継及び事業所移転に向けた活動、市内の住民や団体及び事業者との交流活動などを自由に行ってください。

また、ながさき移住ウェルカムプラザの相談員が必要に応じてコーディネートや現地案内を行いますので、お気軽にご相談ください！

5

お試し暮らしの実績報告【申請者】

お試し暮らしの完了後1か月以内に、活動報告書と補助対象経費の支払を証明する領収書などの写しを市へご提出ください。

6

補助金の額の確定【長崎市】

実績報告の内容を審査し、補助金の額の確定を行います。審査完了後に補助金額の確定通知書を交付します。

7

補助金の請求【申請者】

請求書を市へご提出ください。

8

補助金の振り込み【長崎市】

申請者が指定する口座に補助金を振り込みます。



9

長崎市への移住・継続的な関係づくりの検討・準備【申請者】

引き続き、長崎市への移住または継続的な関係づくりの検討・準備を進めるとともに、市からのアンケート調査等へのご協力をお願いします。

●留意事項

- ・ 補助金の交付決定（上図の③）以降に決済した経費が補助金の対象経費となります。交付決定前に決済したものは対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 補助金の交付決定を受けた活動計画または経費の配分の変更を行う場合は、変更申請が必要となります。詳細についてはお尋ねください。
- ・ その他の詳細な内容については、ホームページをご確認ください。